

# 魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化 共創プラットフォーム人材育成事業支援業務 仕様書

本仕様書は、魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化共創プラットフォーム人材育成事業支援業務委託（以下、「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

## 1. 業務名称

魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化共創プラットフォーム人材育成事業支援業務委託

## 2. 業務目的

本市の市民バス利用者は減少し続けており、現行の運行形態の持続が困難な状況となっており、その解決策としてオンデマンド交通の導入を模索してきた。しかしながら本市においてはオンデマンド交通といった新しいモビリティサービスを導入検討、企画立案するための方法論が確立されていないほか、データを活用して地域住民や交通事業者で共有し、議論する場がなく、サービス実装に向けた具体的な道筋が見えない状況にある。こうしたことから、事業では、将来的に他分野も巻き込んだ、本市の地域公共交通を考える「場」づくりを行うとともに、地域公共交通の維持及び利便性向上のため、オンデマンド交通を軸とした持続可能な新しい公共交通ネットワーク等を施策立案や導入支援を主導するなど、地域公共交通をリ・デザインし、コーディネートの役を担うグループの育成を図る。

## 3. 業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

## 4. 業務対象範囲

魚津市全域

## 5. 業務内容

本事業の目的を達成するため、魚津市、タクシー事業者、学術機関、オンデマンド交通に取り組む民間事業者、市民バス利用促進協議会等で構成する「魚津市交通 DX(オンデマンド交通)実用化共創プラットフォーム（以下、「共創プラットフォーム」という。）」を立ち上げ、多様なデータに基づく新しい地域公共交通について考える「場」とし、データの分析結果に基づく講義や先進事例の検討を行いながら、本市の地域性に応じた持続可能な地域公共交通の構築と運営に必要な知識及び関連事業者との協議の場を獲得する。その上で、市民・交通事業者等を対象とした「フィールドワーク」を通じ、「ニーズ把握」「ハレーションを踏まえた合意形成」「施策の妥当性評価」の進め方の理解と”場”を醸成しながら、本市の地域性とEBPMに基づく新しい地域公共交通の構築するための必要な知識とコーディネートする能力を備えた、地域公共交通のり・デザインを推進するグループを創出する。

- (1) 魚津市地域公共交通に関わるデータの集計・分析、デマンド交通導入シミュレーション  
既存の資料及び独自に入手した資料により、地域特性に関するデータの集計・分析、デマ

ンド交通導入シミュレーションを行う。

(2) 共創プラットフォームの運営支援

共創プラットフォーム会議において講義/ワークショップの企画、コンテンツ作成、司会進行、及び議事録等の作成を行うこと。

(3) プロジェクトマネジメント

次のプロジェクトマネジメントを行うこと。

- ① 業務進捗管理（共創プラットフォーム構成員の日程調整含む。）
- ② 国土交通省等への中間報告資料及び実績報告書作成の支援

7. 人材育成の内容・手法

本事業では、「オンデマンド交通導入による公共交通持続性向上」をテーマに「講義」「ワークショップ」「フィールドワーク」の3つで推進する。

課題抽出、既存資源把握、設計、合意形成の4ステップで、講義によるインプット、ワークショップによる議論・取りまとめ、フィールドワークによる仮説検証・合意形成を、支援事業者と実際に推進することでプロセス理解醸成・場づくりを実施する。

こうした過程を通じ、本市の公共交通の課題の把握、課題に対する施策案の検討、財源確保の手法等を学び、オンデマンド交通等といった新しい地域公共交通の構築するための必要な知識とコーディネートする能力を備えた人材を育成する。

8. その他の提案

本仕様書は、事業を実施するにあたり必要最低限考えている事項を記載したものであり、受託者は事業の目的と目指す姿等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的に行うこと。

9. 成果品

本業務の成果品は、次のとおり納品し、成果品の権利は本市に帰属する。なお、本市が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表してはならない。

- ① 人流データ分析報告書
- ② デマンド交通導入シミュレーション報告書
- ③ 共創プラットフォームにおける報告書
- ④ 業務報告書一式

上記全成果品の電子データと印刷物2部

※その他委託作業により作成した資料（コンテンツ）一式については、その都度納品すること。

10. 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法および魚津市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）同条例施行規則（令和5年規則第9号）を遵守するものとし、秘密保

持について万全の管理を行うものとする。

## 11. その他

### (1) 関連法令及び条例の遵守

受託者は、業務等の実施にあたっては、関連諸法令及び条例等を遵守すること。

### (2) 秘密の保持

受託者は、魚津市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）同条例施行規則（令和5年規則第9号）を遵守し、業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。また委託期間終了後も同様である。

### (3) 業務の実施

受託者は、本市の事業計画を尊重するとともに、諸条件・諸課題を考慮し、手法や内容について十分に協議し、業務を実施すること。

### (4) 所有権

本システムで取得する利用者情報及び運行実績等の乗車受付情報は本市に帰属する。

### (5) 損害の賠償

本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況等を報告し、本市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受託者が負うものとする。

### (6) 再委託の禁止

受託者は本業務の全部を一括して、もしくは主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、本市の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、本市に対し、再委託承諾願を提出すること。

### (7) 疑義

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、必要に応じて協議し定めるものとする。

## 12. 連絡先

〒937-8555

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市企画部企画政策課未来戦略室 担当：明石

TEL：0765-23-1133 FAX：0765-23-1054

Mail：planners@city.uozu.lg.jp